

第2節 基準該当福祉用具貸与（第216条・第217条）

第13章 特定福祉用具販売（第218条－第224条）

第14章 雜則（第225条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号並びに第74条第1項及び第2項の規定により、指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 居宅サービス事業者 法第8条第1項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。
- (2) 居宅サービス計画又は居宅介護支援事業者 それぞれ法第8条第23項に規定する居宅サービス計画又は居宅介護支援事業を行う者をいう。
- (3) 指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービス それぞれ法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスをいう。
- (4) 基準該当居宅サービス 法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義による。

（指定居宅サービスの事業的一般原則）

第3条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第2章 訪問介護

第1節 訪問介護

（基本方針）

第4条 指定居宅サービスに該当する訪問介護（以下この節において「指定訪問介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。

（訪問介護員等）

第5条 指定訪問介護の事業を行う者（以下この節において「指定訪問介護事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下この節において「指定訪問介護事業所」という。）ごとに、訪問介護員等（指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政策で定める者をいう。以下この章において同じ。）を置かなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、規則で定めるところにより、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうちからサービス提供責任者を選任しなければならない。

（管理者）

第6条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

（設備等）

第7条 指定訪問介護事業所には、規則で定めるところにより、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室又は区画を設けるとともに、指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

（重要事項の説明等）

第8条 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族に対し、あらかじめ、規則で定めるところにより、第28条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記載した文書を交付して説明を行い、指定訪問介護を提供することについて当該利用申込者の同意を得なければならない。

（サービス提供拒否の禁止）

第9条 指定訪問介護事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではならない。

（サービスの提供が困難な場合の措置）

第10条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。第28条及び第59条において同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合には、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、当該利用申込者に対する他の適当な指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第11条 指定訪問介護事業者は、利用申込者に対し指定訪問介護を提供しようとするときは、その者の提示する被保険者証によって、その者に係る被保険者資格（法第10条の被保険者の資格をいう。）並びに要介護認定（法第19条第1項に規定する要介護認定をいう。次条において同じ。）の有無及び有効期間を確かめるものとする。

2 指定訪問介護事業者は、利用申込者の被保険者証に法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、その者に指定訪問介護を提供するよう努めなければならない。

（要介護認定の申請に係る援助）

第12条 指定訪問介護事業者は、要介護認定を受けていない者から利用の申込みがあったときは、その者が法第27条第1項の規定による申請を既に行っているかどうかを確認し、当該申請を行っていない場合は、その者の意向を踏まえて、その者に対し、速やかに当該申請を行うための必要な援助を行わなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない場合その他の場合で必要と認めるときは、当該利用者に係る法第28条第2項の規定による要介護認定の更新の申請が、当該要介護認定の有効期間が終了する30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第13条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（当該居宅介

護支援事業者の介護支援専門員及び当該利用者に係る指定居宅サービス等の担当者により構成する会議をいう。以下同じ。) 等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、その者に係る他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第14条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第15条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が法第41条第6項の厚生労働省令で定める場合に該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ことなどにより指定訪問介護の提供を法定代理受領サービス(法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。第19条及び第182条において同じ。)として受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第16条 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画(規則で定める計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。

(居宅サービス計画の変更の援助)

第17条 指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望するときは、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分証明書)

第18条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等にその身分を証する書類を携行させ、初めて訪問するとき及び利用者又はその家族から求めがあったときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第19条 指定訪問介護事業者は、利用者に対し指定訪問介護を提供了したときは、その期日、内容及び法定代理受領サービスに係る居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者が有する居宅サービス計画を記載した書面等に記載しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、利用者に対し指定訪問介護を提供了したときは、当該提供了したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、その者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報をその者に提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第20条 指定訪問介護事業者は、規則で定めるところにより、利用者から利用料等の支払を受けるものとし、又は受けることができる。

2 指定訪問介護事業者は、規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び当該費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(基本的な取扱方針)

第21条 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(具体的な取扱方針)

第22条 訪問介護員等の行う指定訪問介護は、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行わなければならないこと。
- (2) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならないこと。
- (3) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって行わなければならないこと。
- (4) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、その者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行わなければならないこと。

(訪問介護計画)

第23条 サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければならない。

2 訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならない。

4 サービス提供責任者は、訪問介護計画に基づきサービスを提供している間、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うものとする。

5 第1項から第3項までの規定は、訪問介護計画の変更に準用する。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第24条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業者の訪問介護員等の同居の家族が利用者である場合には、当該訪問介護員等に当該利用者に対する訪問介護の提供をさせてはならない。

(市町村への通知)

第25条 指定訪問介護事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なく指定訪問介護の利用に関する指示に従わないとにより、要介護状態を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって法による保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第26条 訪問介護員等は、利用者に指定訪問介護を提供している場合であってその者に病状の急変が生じたときその他必要な場合は、

速やかに主治の医師への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第27条 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。

3 サービス提供責任者は、第23条に定めるもののほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 利用者の状態の変化及びサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (3) サービス担当者会議へ出席することなどにより、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。
- (4) 他の訪問介護員等に対し、利用者に係る具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、その者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 他の訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 他の訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 他の訪問介護員等に対する研修及び技術指導等を実施すること。
- (8) その他サービスの内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第28条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第29条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の事業（以下この条において「介護等」という。）を総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏することがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第30条 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供することができるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定め、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第31条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等

について、衛生的な管理に努めなければならない。

(重要事項の掲示)

第32条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第33条 指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ、当該利用者又はその家族の同意を文書により得ておかなければならぬ。

(広告)

第34条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与の禁止)

第35条 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、これらの者が居宅サービスの利用を希望する者に対して当該指定訪問介護事業者等によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情解決)

第36条 指定訪問介護事業者は、その提供した指定訪問介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、その提供した指定訪問介護に係る苦情に關し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又はその職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定訪問介護事業者は、市町村からの求めがあったときは、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

5 指定訪問介護事業者は、その提供した指定訪問介護に係る苦情に關し、国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この条において同じ。）が法第176条第1項第3号の規定により行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(市町村の事業への協力)

第37条 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護に関する利用者等からの相談に応じ必要な援助を行う者を派遣する事業その他の市町村が実施する事業に協力

するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第38条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、その者の家族、その者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第39条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第40条 指定訪問介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第4号及び第5号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

(1) 訪問介護計画

(2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第25条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第36条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録

(5) 第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

第2節 基準該当訪問介護

(定義)

第41条 この条例において「基準該当訪問介護」とは、訪問介護（これに相当するサービスを含む。）に係る基準該当居宅サービスをいう。

2 この条例において「基準該当訪問介護事業者」とは、基準該当訪問介護の事業を行う者をいう。

3 この条例において「基準該当訪問介護事業所」とは、基準該当訪問介護の事業を行う事業所をいう。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第42条 基準該当訪問介護事業者は、当該基準該当訪問介護事業者の訪問介護員等の同居の家族が利用者である場合には、当該訪問介護員等に当該利用者に対する基準該当訪問介護の提供をさせてはならない。ただし、規則で定める場合に該当するときは、その提供をすることができる。

2 基準該当訪問介護事業者は、前項ただし書の規定により、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する基準該当訪問介護の提供をさせている場合において、当該利用者の意向、当該利用者に係る訪問介護計画の実施状況等から、当該基準該当訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行うなどの必要な措置を講じなければならない。

(その他の基準)

第43条 前条に定めるもののほか、基準該当訪問介護の事業の従業者、設備及び運営の基準は、前節（第15条、第24条、第29条並び

に第36条第5項及び第6項を除く。）に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定（第4条を除く。）中「指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、「指定訪問介護事業者」とあるのは「基準該当訪問介護事業者」と、「指定訪問介護事業所」とあるのは「基準該当訪問介護事業所」と、第4条中「指定居宅サービスに該当する訪問介護（以下この節において「指定訪問介護」という。）」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第7条中「広さを有する専用の事務室又は」とあるのは「広さの」と、第19条第1項中「、内容及び法定代理受領サービスに係る居宅介護サービス費の額」とあるのは「及び内容」とする。

第3章 訪問入浴介護

第1節 訪問入浴介護

(基本方針)

第44条 指定居宅サービスに該当する訪問入浴介護（以下この節において「指定訪問入浴介護」という。）の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持及び心身の機能の維持等を図るものでなければならない。

(従業者)

第45条 指定訪問入浴介護の事業を行う者（以下この節において「指定訪問入浴介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この節において「指定訪問入浴介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この節において「訪問入浴介護従業者」という。）を置かなければならない。

(1) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。）

(2) 介護職員

2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

3 訪問入浴介護従業者のうち1人は、常勤でなければならない。
(基本的な取扱方針)

第46条 指定訪問入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の状態に応じて、適切に行わなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
(具体的な取扱方針)

第47条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護は、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) 常に利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供しなければならないこと。

(2) 懇切丁寧に行うことと旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならないこと。

(3) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって行わなければならないこと。

(4) 1回の訪問につき、規則で定める従業者をもって行わなければならないこと。

(5) サービスの提供に用いる設備及び器具その他の用品の使用に

際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備及び器具その他の用品については、サービスを提供するごとに消毒したものを使用しなければならないこと。
(緊急時等の対応)

第48条 指定訪問入浴介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、特定の医療機関との間で、利用者への医療の提供に関し当該医療機関の協力を得ることについて合意しておかなければならぬ。

2 訪問入浴介護従業者は、利用者に指定訪問入浴介護を提供している場合であってその者に病状の急変が生じたときその他必要な場合は、速やかに主治の医師又は前項の医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第49条 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者の管理、指定訪問入浴介護の利用の中込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行ふものとする。

(運営規程)

第50条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

- (1) 第28条第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる事項
- (2) 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (3) サービスの利用に当たっての留意事項
- (4) その他運営に関する重要な事項
(記録の整備)

第51条 指定訪問入浴介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第3号及び第4号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならぬ。

- (1) その提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 次条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録
- (3) 次条において準用する第36条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
- (4) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録
(準用)

第52条 第6条から第20条まで、第25条及び第30条から第39条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業、指定訪問入浴介護事業者及び指定訪問入浴介護事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「第45条第1項に規定する訪問入浴介護従業者」と、第7条及び第31条第2項中「設備」とあるのは「浴槽その他の設備」と、第8条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び第32条中「運営規程」とあるのは「第50条に規定する重要な事項に関する規程」と読み替えるものとする。

第2節 基準該当訪問入浴介護

(定義)

第53条 この条例において「基準該当訪問入浴介護」とは、訪問入浴介護(これに相当するサービスを含む。)に係る基準該当居宅サービスをいう。

2 この条例において「基準該当訪問入浴介護事業者」とは、基準該当訪問入浴介護の事業を行う者をいう。

3 この条例において「基準該当訪問入浴介護事業所」とは、基準該当訪問入浴介護の事業を行う事業所をいう。

(基準該当訪問入浴介護の事業の基準)

第54条 基準該当訪問入浴介護の事業の従業者、設備及び運営の基準は、前節(第52条並びに第36条第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。)を除く。)に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定(第44条を除く。)中「指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、「指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「基準該当訪問入浴介護事業者」と、「指定訪問入浴介護事業所」とあるのは「基準該当訪問入浴介護事業所」と、第44条中「指定居宅サービスに該当する訪問入浴介護(以下この節において「指定訪問入浴介護」という。)」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第52条中「第7条」とあるのは「第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第7条中「広さを有する専用の事務室又は」とあるのは「広さの」と、同条と、「読み替える」とあるのは「、第19条第1項中「、内容及び法定代理受領サービスに係る居宅介護サービス費の額」とあるのは「及び内容」と読み替える」とする。

第4章 訪問看護

(基本方針)

第55条 指定居宅サービスに該当する訪問看護(以下この章において「指定訪問看護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、その心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

(従業者)

第56条 指定訪問看護の事業を行う者(以下「指定訪問看護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下この章において「指定訪問看護事業所」という。)ごとに、次の各号に掲げる指定訪問看護事業所の区分に応じ、当該各号に定める指定訪問看護の提供に当たる従業者を置かなければならない。

- (1) 病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所(以下「指定訪問看護ステーション」という。) 次に掲げる従業者
 - ア 看護職員(保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この条において同じ。)
 - イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
- (2) 病院又は診療所である指定訪問看護事業所 看護職員

2 前項各号に定める従業者の員数の基準は、規則で定める。

3 指定訪問看護ステーションの看護職員のうち1人は、常勤でなければならない。

(管理者)

第57条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、

- 当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 2 指定訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合にあっては、この限りでない。
 - 3 指定訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。
(設備等)

第58条 指定訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けなければならない。ただし、当該指定訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、当該指定訪問看護ステーションにその事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、指定訪問看護ステーションには、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。
- 3 病院又は診療所である指定訪問看護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専ら指定訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。
- 4 前3項に規定する設備等の基準は、規則で定める。

(サービスの提供が困難な場合の措置)

第59条 指定訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、主治の医師及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者等を紹介するなどの必要な措置を速やかに講じなければならない。

(基本的な取扱方針)

第60条 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行わなければならない。

- 2 指定訪問看護事業者は、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(具体的な取扱方針)

第61条 指定訪問看護の提供に当たる従業者の行う指定訪問看護は、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 主治の医師との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行わなければならないこと。
- (2) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならないこと。
- (3) 医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって行わなければならないこと。
- (4) 常に利用者の病状及び心身の状況並びにその置かれている環境的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行わなければならないこと。
- (5) 特殊な看護等については、行ってはならないこと。

(主治の医師との関係)

第62条 指定訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければな

らない。

- 2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供しようとするときは、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。
- 3 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師に訪問看護計画及び訪問看護報告書を提出するとともに、主治の医師との密接な連携を図らなければならない。
- 4 病院又は診療所である指定訪問看護事業所は、前2項の規定にかかるわらず、第2項の規定による指示及び前項の規定による提出は、診療録その他の診療に関する記録(以下「診療記録」という。)への記載をもって代えることができる。
(訪問看護計画等)

第63条 指定訪問看護の提供に当たる従業者(准看護師を除く。以下この条において「看護師等」という。)は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画を作成しなければならない。

- 2 訪問看護計画は、既に居宅サービス計画等が作成されているときは、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 看護師等は、訪問看護計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならない。
- 4 看護師等は、指定訪問看護を提供したときは、その訪問した日及び提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。
- 5 指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
- 6 病院又は診療所である指定訪問看護事業所は、訪問看護計画及び訪問看護報告書の作成については診療記録への記載をもって代えることができる。

(緊急時等の対応)

第64条 指定訪問看護の提供に当たる従業者は、利用者に指定訪問看護を提供している場合であってその者に病状の急変等が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡してその指示を求めるなどの必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第65条 指定訪問看護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第6号及び第7号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。
 - (1) 主治の医師による指示の文書
 - (2) 訪問看護計画
 - (3) 訪問看護報告書
 - (4) その提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (5) 次条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録
 - (6) 次条において準用する第36条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
 - (7) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(準用)

第66条 第8条、第9条、第11条から第20条まで、第24条、第25条、

第28条、第30条から第39条まで及び第49条の規定は、指定訪問看護の事業、指定訪問看護事業者及び指定訪問看護事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「第56条第1項に規定する従業者」と、第8条中「第28条」とあるのは「第66条において準用する第28条」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況及び病歴」と、第14条第2項中「居宅介護支援事業者」とあるのは「主治の医師及び居宅介護支援事業者」と読み替えるものとする。

第5章 訪問リハビリテーション

(基本方針)

第67条 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション（以下この章において「指定訪問リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

(従業者)

第68条 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下この章において「指定訪問リハビリテーション事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（次条において「指定訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（第71条及び第72条において「理学療法士等」という。）を置かなければならぬ。

(設備等)

第69条 指定訪問リハビリテーション事業所には、規則で定めるところにより、病院、診療所又は介護老人保健施設であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

(基本的な取扱方針)

第70条 指定訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(具体的な取扱方針)

第71条 理学療法士等が行う指定訪問リハビリテーションは、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行わなければならないこと。
- (2) 慎切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならないこと。
- (3) 常に利用者の病状、心身の状況及び希望並びにその置かれている環境の的確な把握に努め、適切に行わなければならないこと。
- (4) 利用者ごとに、訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成

するとともに、医師に報告しなければならないこと。

(訪問リハビリテーション計画)

第72条 医師及び理学療法士等は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成しなければならない。

2 訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 医師又は理学療法士等は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第73条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 第28条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事項

(2) 指定訪問リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額

(3) その他運営に関する重要な事項

(記録の整備)

第74条 指定訪問リハビリテーション事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第4号及び第5号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

(1) 訪問リハビリテーション計画

(2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第36条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(準用)

第75条 第8条から第20条まで、第24条、第25条、第30条から第33条まで、第35条から第39条まで及び第49条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業、指定訪問リハビリテーション事業者及び指定訪問リハビリテーション事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「第68条に規定する理学療法士等」と、第8条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び第32条中「運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要な事項に関する規程」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況及び病歴」と、第14条第2項中「居宅介護支援事業者」とあるのは「主治の医師及び居宅介護支援事業者」と読み替えるものとする。

第6章 居宅療養管理指導

(基本方針)

第76条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下この章において「指定居宅療養管理指導」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居

宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（保健師、看護師又は准看護師をいう。次条において同じ。）、歯科衛生士又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、その置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

（従業者）

第77条 指定居宅療養管理指導の事業を行う者（以下この章において「指定居宅療養管理指導事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の区分に応じ、当該各号に定める従業者（以下この章において「居宅療養管理指導従業者」という。）を置かなければならない。

（1）病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所 次に掲げる従業者

ア 医師又は歯科医師

イ 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士

（2）薬局である指定居宅療養管理指導事業所 薬剤師

（3）指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション及び指定介護予防訪問看護ステーション（介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年長野県条例第52号）第56条第1項第1号に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下この章において同じ。）である指定居宅療養管理指導事業所 看護職員

2 前項各号に定める従業者の員数の基準は、規則で定める。

（設備等）

第78条 指定居宅療養管理指導事業所は、規則で定めるところにより、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であって、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているものとともに、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を有していかなければならない。

（基本的な取扱方針）

第79条 指定居宅療養管理指導は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行わなければならない。

2 指定居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（具体的な取扱方針）

第80条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより行わなければならない。

（1）訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づき、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供を行うとともに、利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行わなければならないこと。

（2）利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、これらの者に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行わなければならないこと。この場合においては、療養上必要な事項等を記載した文

書を交付するよう努めなければならないこと。

（3）療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、これらの者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行わなければならないこと。この場合においては、原則として、サービス担当者会議において行わなければならないこと。

（4）利用者ごとに、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録しなければならないこと。

2 薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。）又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより行わなければならない。

（1）医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が作成した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行わなければならないこと。

（2）懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならないこと。

（3）常に利用者の病状及び心身の状況並びにその置かれている環境的確な把握に努め、適切に行わなければならないこと。

（4）利用者ごとに、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告しなければならないこと。

3 看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除く。）の行う指定居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより行わなければならない。

（1）居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行わなければならないこと。

（2）懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行わなければならないこと。

（3）利用者ごとに、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は居宅介護支援事業者等に報告しなければならないこと。

（運営規程）

第81条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならない。

（1）第28条第1号から第3号までに掲げる事項

（2）指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額

（3）その他運営に関する重要な事項

（記録の整備）

第82条 指定居宅療養管理指導事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第3号及び第4号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

（1）その提供した具体的なサービスの内容等の記録